

「公契約条例」でダンピングに歯止めを！ 公共事業でワーキングプアを生み出さない

この4月9日、公正取引委員会から川崎市の発注する「下水道管きよ工事」入札に対して「談合」が指摘されました。市内23社の工事業業者による工事請負金額をめぐってです。

これに伴い、市は、4月20日に4.25カ月から9.5カ月の範囲で、工事にかかわる「指名競争入札参加資格」を停止し、あわせて「課徴金納付命令」の措置を行いました。

「談合を排除」するため入札の透明化をはかる「入札改革」が何度も行われてきましたが、どうして入札事案を中心に「談合事件」がなくならないのでしょうか。



「公契約」における最低賃金を守る必要性

入札の競争を強化するあまり、過当競争の果てに「赤字覚悟で引き受けることが普通」になってしまった現状の原因の根本があると考えています。

昨年9月に千葉県野田市議会では「野田市公契約条例」を議決しました。この条例は、野田市が発注する公共工事・請負業務にかかわる労働者の「最低賃金」を定めるもので、全国初の条例制定となりました。

いわば、「公契約にかかわる最低賃金条例」ともいえます。公共工事は、1億円、請負業務は100万円以上の案件が対象となります。

「公契約」とは、国や自治体が民間企

業に工事や事業、物品調達などを発注する契約のことです。2003年の「指定管理者制度」の導入により、従来の「土木工事」のみならず、ゴミ収集、清掃、保育、公立病院、市民館、スポーツ施設、児童施設など、「公共サービス」全般にわたって民間業者が代行するケースが増えてきました。



過当競争の果てに「談合」が生まれる矛盾を防ぐ

「民間活力の導入」目的じたいは、問題ではありません。しかし、「契約の公平性」を確保すると称する「競争入札制度」が、「もっとも安い価格」を提示した業者が落札する仕組みばかりを強調するあまり、落札価格が下がり続けるダンピングに歯止めがかからなくなっているのです。低入札分は、人件費に反映せざる負えない状況はもはや看過できません。

「公共工事」においても「発注工事が契約通りに完成さえすれば、それで終わり」という考えのもとで、建設業の重層下請におけるいわゆる「ピンハネ」や「手抜き工事」を招きかねない「低単価」、「低賃金」の現実が放置されたままなのです。

以上から見てとれるように、「公契約」が「ワーキングプア」を生み出し、市民生活にかかせない「都市インフラ整備」の「信頼性」を揺るがしているといっても過言ではないのです。

「最低賃金」のみクリアするのが目的ではなく…

現在の最低賃金は時間当たり、神奈川県は789円、東京都は791円です。この最低賃金制度は、ごく一部の例外

を除いて、職種のいかんや専門性、能力を問わない仕組みとなっています。

とくに、現行の「最低賃金制度」は、「最低賃金」の設定額が低いため「最低賃金」で仕事をしていると、「生活保護費」より少なくなってしまう、働くことに対する意欲をそぎかねない大きな矛盾を抱えているのです。



さらに、最低の労働条件を定める「最低賃金制度」は細かく職種ごとに最低賃金を決めていくわけではないので、自治体が行う業務委託、たとえば高度なプログラミング作業、図書館司書業務など専門性のある労働者や技能を有する労働者の労働条件には何らプラスの影響を及ぼさないとと言えます。

ですから、「公契約条例」における職種ごとの「最低賃金」をどのように定めるのかは重要な視点です。

入札を効果ある「政策手段」に変えていく

私は、これまでも議会において「入札改革」については、さまざまな提言をしてきました。たとえば、業務委託の入札についても、委託業務内容の結果をしっかりと「評価分析」し、良好な業者には、次年度の入札に際しては、選定過程において一定の評価を加点できるように「主観評価制度」の見直しなども提言しています。

また、なかなか進まない「障がい者」の雇用を促進するために、「入札」の対象企業を「法定雇用率」を達成している企業に限る、あるいは、雇用率に応

じてポイントを与える、といったような「政策入札」をとりいれることも提言しています。企業の態度を是正する「圧力」としては、「入札」がかなり効果的と思われるからです。

以上の提言に対して、市長は政令指定都市として初めての「公契約条例」制定に向けて取り組みを表明しています。

そこで現在、条例が適用される契約の範囲、労働者の範囲、条例で制定する賃金額、受注者責任、履行確認の方法とペナルティーのありかたを中心に議論を進めています。

自治体が自ら発注する公共事業において、「官製ワーキングプア」をなくすことと「公共工事の技術水準を保つこと」を大目的に、川崎市でも一刻も早い「公契約条例の制定」の実現に向けて、引き続き議論を加速させてまいります。



〇ミニ集會に呼んでください

〒216-0003 川崎市宮前区有馬
3-28-15 フレンドマートD号室
Mail: oda@odakatsu.com
TEL: 044-856-5456 FAX: 044-854-0012



〇カンパをお願いします

・郵便口座
00130-2-85237 織田勝久個人後援会
・三菱東京UFJ銀行 宮崎台支店
普 0051405 織田勝久後援会事務所